

土庄町

第2期

子ども・子育て 支援事業計画

概要版



令和2年3月
土庄町

はじめに

平成27年度から始まった子ども・子育て支援新制度は、平成24年8月に制定された「子ども・子育て関連3法」に基づき、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指す制度です。

本町においては、「土庄町子ども・子育て支援計画」（以下、「第1期計画」とします）を平成27年3月に策定し、次代を担う子どもと子育て家庭への支援に取り組んできました。

この第1期計画が令和元年度末をもって終了することから、令和2年度からの本町の子ども・子育て支援の方向性を定めるものです。

計画の性格

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」および次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」の内容について、計画期間がともに5年間とされていること、また、計画内容に重なる部分があることから、一体的なものとして策定するものです。

子ども・子育て支援法第2条では、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行うことが基本理念として掲げられています。そのため、これまでの本町の取り組みとの継続性を保つとともに、他の行政分野における取り組みと連携し、施策の効果を高めるため、上位計画である土庄町総合計画、土庄町地域福祉計画および土庄町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画をはじめとする既存計画との整合性を図ります。また、その実現にあたっては、地域社会における行政と住民の協働、母子保健や児童福祉、教育、環境整備など、子どもや子育て支援に関わる施策を推進することを目指します。

計画の期間

本計画は、令和2年度～令和6年度までの5年間を計画期間とします。社会情勢の変化や、町の状況の変化、子どもと家庭を取り巻く状況やニーズなどの変化などあった場合は、必要に応じて見直しを行います。

計画の策定体制

アンケート調査をはじめ、広く住民参加の過程を踏まえて、庁内で検討した案について「土庄町子ども・子育て会議」で審議していただき、計画案を確定し、計画を策定する体制としました。

アンケート調査の実施

子育て家庭の実態や子育て支援ニーズなどを把握し、策定の基礎資料とするため、就学前児童・小学生の保護者を対象に実施しました。調査票については、町内の小学校6年生以下の子どもがいる全ての保護者に配布し、対象児童数1,029人に対し、926人分（回収率：89.9%）の回答を得ました。

土庄町子ども・子育て会議による審議

学識経験者、教育・保育事業者、子育て関係機関、子育て当事者などで組織する「土庄町子ども・子育て会議」において、審議を行いました。

計画の推進と点検・評価

計画を推進する庁内体制の整備

この計画は、子ども・子育て支援施策を推進するための指針となるものであり、福祉・保健・医療・教育・労働・まちづくりなど、幅広い分野にわたる施策・事業を総合的かつ効果的に推進する必要があります。そのため、庁内において関係部局の有機的な連携や緊密な調整を行い、全庁的な取り組みを積極的に進めます。

協働による計画の推進

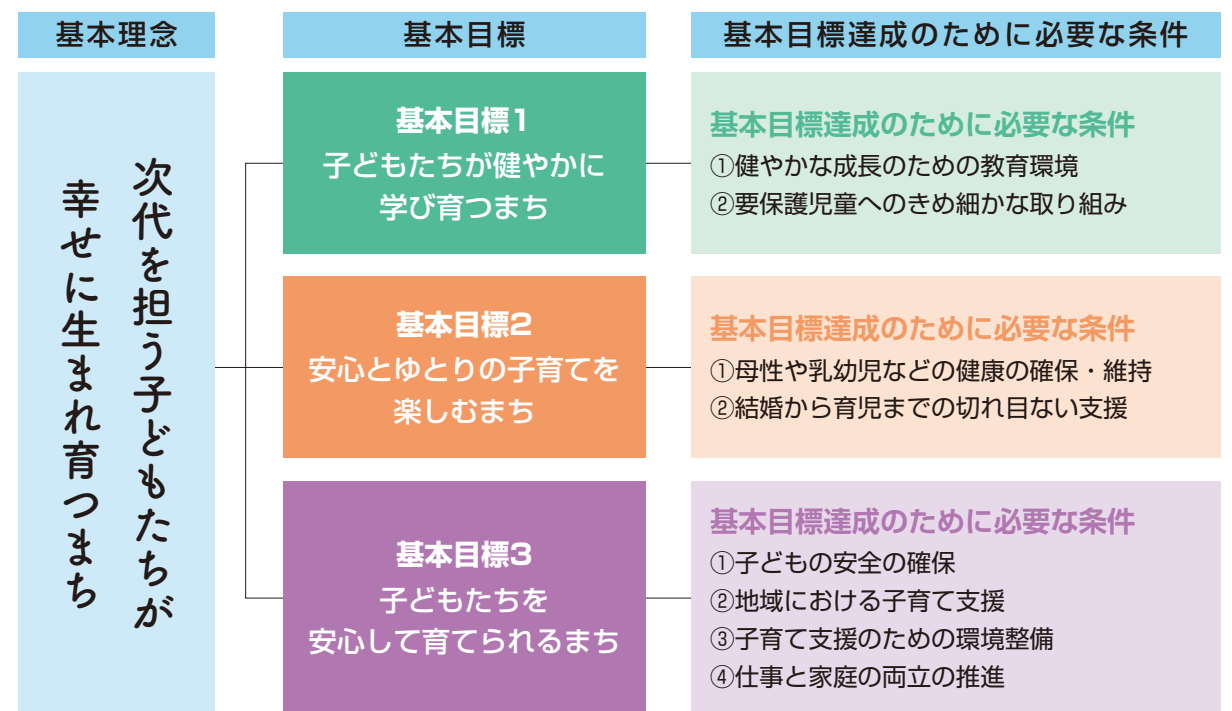
この計画は、保護者（家庭）と地域住民、学校などの関係者、事業者、行政がそれぞれの役割と責務を果たすとともに、関係機関の連携協力のもと積極的な推進を図ります。

計画の基本的な考え方

本計画では、次代を担う全ての子どもたちの幸せと利益を最大限に尊重し、子どもたちが心豊かに成長できるまちを目指し、次の基本理念を定めます。

次代を担う子どもたちが幸せに生まれ育つまち

計画の体系図



子どもと家庭を取り巻く状況

子ども人口の減少

本町の0～11歳の子どもの人口は減少が続いており、平成27年に1,082人（就学前児童509人、小学生573人）、平成31年には1,005人（就学前児童463人、小学生542人）と77人の減少となっています。

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
就学前(0～5歳)	509	491	493	473	463
小学生(6～11歳)	573	592	565	556	542
0～11歳 計	1,082	1,083	1,058	1,029	1,005

▲0～11歳人口の推移 資料：住民基本台帳（各年4月1日）

出生数・出生率の状況

本町の出生数は、年度によって増減がみられますが、平成26年に一時的に72人まで減少したものの80～90人台で推移しています。また、人口1,000人あたりの出生数である出生率は、5～6人台でほぼ横ばいの傾向ですが、香川県・全国値を下回っている状況です。

区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
出生数	92	90	89	81	72	84	91	82
出生率(人/千)	土庄町	6.1	6.1	6.1	5.6	5.1	6.0	6.0
	香川県	8.4	8.4	8.3	8.2	7.9	7.9	7.6
	全国	8.5	8.3	8.2	8.2	8.0	8.0	7.6

▲出生数・出生率の推移 資料：香川の保健統計指標（人口動態統計：各年1月～12月）

母親・父親の就労状況(アンケート調査結果)

母親の就労状況（休業中の方も含む）については、就学前児童保護者・小学生保護者ともに約5割がフルタイムでの就労、約3割がパート・アルバイトなどでの就労をしており、あわせると9割弱の方が就労している状況です。父親の就労状況（休業中の方も含む）については、就学前児童保護者・小学生保護者ともに9割強がフルタイムで就労している状況です。

▲資料：土庄町第2期子ども・子育て支援事業計画に係わるニーズ調査報告書

共働き家庭の状況(アンケート調査結果)

就学前児童保護者については、ひとり親家庭が約6%、共働き家庭（父母ともに就労している家庭）が約80%、専業主婦（夫）家庭が約14%となっています。小学生保護者については、ひとり親家庭が約11%、共働き家庭が約77%、専業主婦（夫）家庭が約10%となっています。

▲資料：土庄町第2期子ども・子育て支援事業計画に係わるニーズ調査報告書

子育て環境や支援の満足度(アンケート調査結果)

町の子育ての支援や環境の満足度について、5段階評価の回答結果としては、就学前児童保護者・小学生保護者ともに半数程度が「ふつう」となっています。また、「満足している」・「やや満足している」と肯定的な評価の割合が就学前児童保護者・小学生保護者ともに約26%、「不満である」・「やや不満である」と否定的な評価の割合が就学前児童保護者の約29%、小学生保護者の約22%となっています。

▲資料：土庄町第2期子ども・子育て支援事業計画に係わるニーズ調査報告書

数値目標

施策名称など	令和元年度末（見込み）	令和6年度末	担当課
職場体験受入事業所数	46箇所	50箇所	教育総務課
交流保育実施数	3回	3回	教育総務課
運動教室などの開催	4箇所（各1回/月）	4箇所（各1回/月）	生涯学習課
学校図書館に図書館司書配置	1人	1人	教育総務課
養育支援訪問数	必要な家庭全て	必要な家庭全て	健康増進課
障がい児通所人数	20人/月	20人/月	福祉課
11週以内の妊娠届率	94%	100%	健康増進課
乳児家庭全戸訪問率	93%	100%	健康増進課
3歳児健診時う歯のない子ども	74%	80%	健康増進課
第3子誕生数	20件	20件	企画課
子育て相談窓口の設置	1箇所	1箇所	教育総務課
子どもの交通事故件数	0件	0件	教育総務課
少年育成パトロール	130回	130回	生涯学習課
PTAの立しょう箇所	50箇所	50箇所	教育総務課
学校支援ボランティア数	100人	100人	生涯学習課
地域スポーツクラブ整備	1箇所	1箇所	生涯学習課
子ども会の数	28団体	28団体	生涯学習課
児童館の利用者数	延10,000人/年	延10,000人/年	住民環境課
育児休業にかかる周知・啓発	3か月に1度行う	3か月に1度行う	住民環境課

主な施策（抜粋）

基本目標 1

●地域ふれあい活動

地域とのふれあいを図るため、保育所・こども園の園内行事で、地域の方との交流を促進します。

●体力づくりの充実

総合型地域スポーツクラブと連携してスポーツイベントを実施し、放課後子ども教室の児童を対象に運動教室を開催するなど、体を動かす機会を提供します。

●就学指導相談の充実

教育支援委員会の前に、障がいのある子どもをもつ家庭に対して、必要に応じて個々に就学相談を行います。

基本目標 2

●こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）

保健師による生後4か月後までの新生児の全戸訪問、育児相談と産後うつへの早期発見のためのアンケートを実施し、産婦相談と適切なサービスの提供に努めます。

●周知・啓発

土庄町男女共同参画推進委員会にて男女共同参画から見た子育てのあり方について周知・啓発を行います。また、男女のパートナーシップについて町広報誌などにて周知するとともに、男性も参加しやすい家事、育児に関する講演会やセミナー、パネル展などの開催により啓発に努めます。

●すこやかエンゼル祝金

出産にかかるお祝金として、第3子誕生で10万円、第4子以降の誕生につき20万円のエンゼル祝金を支給します。また、エンゼル祝金の対象児が満3歳になるまで毎年12万円のすこやか手当を支給します。

●利用者支援事業

子育て支援室「びよびよルーム」で、子育て関連の情報を提供するとともに、必要に応じて相談や助言などを行い、関係機関との連絡調整などを行います。

基本目標 3

●交通安全の啓発

学校などで交通安全教室を実施するとともに、交通安全パレード・キャンペーン、新入生にランドセルカバーを配布することで啓発に努めます。



推計人口

子ども人口の見通し

本町の0～11歳の子ども人口の見通しとして、令和2年には978人（就学前児童469人、小学生509人）だったものが、令和6年には946人（就学前児童463人、小学生483人）と、やや減少することが見込まれます。

▲コーホート変化率法により、平成29～31年4月1日現在の住民基本台帳人口をもとに推計

就学前の教育・保育

就学前の教育・保育施設の状況

本町の就学前の教育・保育施設として、公立は幼保連携型認定こども園5園、私立は保育所が2園あります。定員については、町内で1号認定が62人、2・3号認定が418人となっています。また、受入れ年齢については、私立1園が生後3か月から、公立1園で生後10か月から受入れており、それ以外の園は1歳から受入れています。

公・私	施設名	定員(人)		受入れ年齢	時間外保育	一時預かり
		1号	2・3号			
公立	土庄こども園	30	200	生後10か月を経過した翌月から	○	○
公立	四海こども園	9	41	1歳を経過した翌月から	○	○
公立	北浦こども園	9	41	1歳を経過した翌月から	○	○
公立	大部こども園	5	35	1歳を経過した翌月から	○	○
公立	大鐸こども園	9	41	1歳を経過した翌月から	○	○
私立	土庄保育園	-	40	生後3か月を経過した翌月から	-	○ ※未就園児対象
私立	瞳保育所	-	20	1歳を経過した翌月から	-	-

就学前の教育・保育の量の見込みと確保方策

町内に居住する子どもの教育・保育の量の見込みに対する確保方策は、下表のとおりです。

本町では、私立保育所の小学校訪問や小学生とこども園児との交流学習などを実施しています。引き続き、こども園、保育所と小学校が、幼児・児童の実態や課題などについて交流を行い、一貫した教育への連携を強化します。さらに、幼児教育・保育の質の向上に資するよう、主任指導主事による保育施設のニーズに応じた巡回指導や、教育委員会における園訪問などを実施しており、今後も取り組みを継続していきます。さらに、外国につながる幼児や障がい児など、特別な支援が必要な幼児・家庭に対しては、関係機関で連携し、適切な対応に努めます。

		量の見込みと確保方策（単位：人）							
		令和2年				令和6年			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
量の見込み		42	194	11	126	40	186	11	131
確保方策		62	285	23	132	62	285	23	132
特定教育・保育施設		認定こども園 5園（1号定員：62人、2・3号定員358人） 保育園 2園（2・3号定員60人）							
		0歳	1、2歳	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳

地域子ども・子育て支援事業 1

事業名	内容	確保方策と今後の方針
①利用者支援事業	子どもや保護者の身近な場所で、子育て関連の情報を提供するとともに、必要に応じて相談や助言などを行い、関係機関との連絡調整などを行う事業です。	当面は土庄こども園内の子育て支援室を基本型1か所とし、利用実態を踏まえて令和2年度より見直しを図ります。また、令和2年度に妊娠期から子育て期までの相談・支援を行う子育て世代包括支援センターの開設を目指します。
②時間外保育事業（延長保育事業）	保育認定を受けた児童について、保護者の就労時間などにより、通常の利用日や利用時間以外の日・時間において、保育を行う事業です。	保育教諭の確保が困難である中、量の見込みが極端に少なく、現状では実施することは難しい状況です。今後、ニーズが高まれば、保育教諭の確保とあわせ実施について検討します。
③放課後子ども総合プラン（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）	全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備などを推進するものです。	放課後児童クラブは町内3か所で定員70人、放課後子ども教室は町内4か所での実施を継続し、障がい児など、支援が必要な子どもについても、円滑な受入れができるよう努めていきます。
④子育て短期支援事業	短期入所生活援助事業（ショートステイ事業） 保護者の病気や仕事、出産、育児疲れなどで、家庭における養育などが一時的に困難な場合、また、母子が緊急かつ一時的に保護を必要とする場合に、児童福祉施設などにおいて、児童や母子を一時的に養育・保護する事業です。	小豆島・豊島には養育するために適した児童施設がないため、実施することができません。このため、家族・親族・地域などの間で子どもをみてもらえる気運の醸成に努めます。
	夜間養育等事業（トワイライトステイ事業） 保護者の仕事などの理由により、平日の夜間または休日に不在となり、養育が困難となった児童を、通所により児童福祉施設などで預かる事業です。	
⑤乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。	提供体制は現状で確保できているため、訪問率100%を目指します。また、本事業により、特に支援を必要とする家庭を的確に把握し、相談などによるフォローを行うとともに、必要に応じて養育支援訪問事業などに引き継ぎを行います。
⑥養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師が居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、その家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。	保健師などにより実施体制が確保できるように努めます。
⑦地域子育て支援拠点事業	乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。	子育てに関する講座や教室を実施することにより、親子のふれあいや保護者の交流の場として機能するように努めます。「びよびよだより」にて情報を提供するだけでなく、利用者支援事業を実施し、情報提供・相談・助言などの充実に努めます。



地域子ども・子育て支援事業 2

事業名	内容	確保方策と今後の方針
⑧一時預かり事業	認定こども園在園児を対象 (幼稚園型) 認定こども園の在園児を対象に、通常の教育時間の前後や長期休暇中に教育を行う事業で、いわゆる「預かり保育」を指します。	町内の認定こども園5園全てで事業を実施していることから、今後は人材の確保などにより、提供体制の確保に努めます。
	幼稚園型以外 保護者が病気や急用の場合などに、保育所などで一時的に子どもを預かる事業です。	今後も、事業者の意向などを踏まえながら、事業を継続できるように努めます。
⑨病児・病後児保育事業	病児・病後児について、病院や保育所などに付設された専用スペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育などを行う事業です。	今後も、事業者の意向などを踏まえながら、事業を継続できるように努めます。
⑩ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生の児童を有する子育て家庭を対象に、育児の援助をして欲しい人（依頼会員）と、育児の援助をしたい人（提供会員）が会員登録し、会員相互間で育児の援助を行う事業です。	子育てボランティアが小規模で実施していましたが、提供会員の人材不足および依頼会員が少ないことから、現在は休止状態となっています。提供会員の増加を図るための気運の醸成に努めます。
⑪妊婦健康診査事業	母子健康法第13条の規定により、本町に住所を有する妊婦を対象に、安心して妊娠・出産を迎えることができるように、妊婦の健康診査にかかる費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減する事業です。	ハイリスク妊婦の把握のため、医療機関との連携を強化することで、関係者が共通認識のもと妊娠期からの支援ができるよう努めます。
⑫実費徴収に係る 補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用などを助成する事業です。	本事業は、新制度に移行していない園に通う低所得世帯が対象となっています。本町には新制度に移行していない園はなく、該当者はいないと考えられます。
⑬多様な事業者の参入促進・活用事業	特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置または運営を促進するための事業です。	今後、新規事業者の参入があった場合は、事業の導入について検討しますが、主に小規模保育や家庭的保育、居宅訪問型保育、認定こども園などについて多様な担い手・事業者が参画できるよう努めます。



土庄町 第2期子ども・子育て支援事業計画 【概要版】

発行日：令和2年3月

発行：土庄町役場 企画課

〒761-4192 香川県小豆郡土庄町甲559番地2

